

「2025年日本国際博覧会 入場券販売制度基礎調査業務」 に係る企画提案公募要領

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会（以下、「協会」という。）では、2025年日本国際博覧会（以下「万博」という。）の開催に向け、万博における入場券販売に向けた入場券販売制度方針の策定を予定している。本業務は、入場券販売制度の方針を定めるための必要となる情報を調査収集し、事業計画検討の基礎資料とすることを目的とする。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に調査を実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集する。

1 業務名

2025年日本国際博覧会 入場券販売制度基礎調査業務

(1) 業務の趣旨・目的

万博の開催に向け、入場券収入は、博覧会運営収入の大半を占めることから、その制度設計は事業計画検討における重要事項の一つである。

制度設計を行ううえでは、デジタル化の進展、また、近年の訪日観光客の増加等の社会情勢の変化に伴い、入場券購入方法・入退場の方法・入場券に求められる機能が多様に存在することを考慮しなければならない。それに加え、会場運営システムや広報・プロモーションとの連動等、他の事業との連携を検討することも併せて必要となってくる。

このことから、早期に入場券販売制度の方針を定め、並行して検討が進む会場運営システムと整合する計画としていくことが求められる。

本業務は、入場券販売制度の方針を定めるための必要となる情報を潜在するリスクも含め調査収集し、事業計画検討の基礎資料とすることを目的とする。

なお、上記の調査や方針策定にあたっては、2019年12月27日に博覧会国際事務局（以下「BIE」という。）に提出した登録申請書や協会が今後策定を予定している基本計画の検討状況も踏まえ、BIEの規定等の要件を満たし、過去に開催された国際博覧会での実績等の専門的な知見を十分に反映しながら進めることとする。

(2) 業務概要

別添「仕様書」のとおり。

(3) 委託上限額

71,000千円（税込）

2 スケジュール

2020年3月31日（火）	公募開始
2020年4月30日（木）	提案書類提出締切
2020年5月11日（月）	プレゼンテーションデータ提出締切（提出希望の場合）
2020年5月中旬頃	選定委員会

2020年5月下旬頃

契約締結

2021年3月31日(水)

業務終了(業務完了報告書提出)

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体(以下「共同企業体」という。)であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。(※(5)は共同企業体として有していればよい。)なお、各構成員は2以上の共同企業体の構成員となることはできない。

(1) 次のアからウまでのいずれにも該当しない者であること。

ア 当該公募に係る契約を締結する能力を有しない者

イ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ウ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成三年法律第七十七号)第三十二条第一項各号に掲げる者

(2) 主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。

(3) 消費税及び地方消費税を完納していること。

(4) 経済産業省から補助金交付等停止措置又は指名停止措置が講じられている者でないこと。

(5) 以下のいずれかの業務を履行した実績があること

① BIEの承認のもと、国際博覧会条約に基づき開催される国際博覧会に係る入場券販売調査業務または、入場券販売管理業務の経験を有すること。

② 地方博覧会に係る入場券販売調査業務または、入場券販売管理業務の経験を有すること。

③ 敷地面積30ha以上のテーマパークに係る入場券販売調査業務または、入場券販売管理業務の経験を有すること。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の応募手続等は、以下のとおり。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出すること。

(1) 公募要領の配布及び応募書類の受付

ア 配布期間

2020年3月31日(火)から2020年4月30日(木)まで

イ 配布方法

協会ホームページからダウンロードで配布(郵送による配布は行いません)。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

ウ 受付期間

2020年4月23日(木)から2020年4月30日(木)まで

※データは2020年4月30日(木)午後5時必着、郵送物は2020年4月30日(木)消印有効

エ 送付先

公益社団法人2025年日本国際博覧会協会 企画局 運営計画部 事業運営計画課

(担当:大久保、齋藤)

住所:大阪市住之江区南港北1丁目14-16 大阪府咲洲庁舎43階

電話番号:06-6625-8669(土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで)

E-mail : kikaku-proposal@expo2025.or.jp

※ 2020年4月1日より、上記のとおり担当部局が変更になりました。

オ 提出方法

新型コロナウイルス感染予防の観点より、応募書類は郵送及びメールでのみ受け付けます。

(持参不可)

必要書類を郵送と電子メールの両方でご送付ください。

カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とする。

(2) 下記の書類について、それぞれ指定する必要部数を提出すること。なお、副本については企業名、社章等応募者が特定できる内容の記入を削除すること。

(特に、企画提案に係るイ～エの書類は、仕様書3「企画提案書の作成について」の規定に留意して作成すること。)

【応募時に必要な書類】

ア 応募申込書(様式1: 原本1部)

イ 企画提案書

(企画提案書<様式自由>及び応募金額提案書<様式2>: 原本1部、副本10部、副本の電子媒体)

ウ 事業実績申告書(様式3: 原本1部、副本10部)

※公募参加資格(5)の履行実績①、②、③を記載すること

エ 共同企業体で参加の場合

①共同企業体届出書(様式4: 原本1部)

②共同企業体協定書(写し)(様式5: 原本1部)

オ 誓約書(参加資格関係)(様式6: 原本1部)

【選定委員会による審査後、資格審査に必要な書類(契約候補者のみ提出)】

カ 定款又は寄付行為の写し(1部)(原本証明すること。)

キ ①法人登記簿謄本(1部)

- ・法人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの

②本籍地の市区町村が発行する身分証明書(1部)

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・準禁治産者、破産者でないことが分かるもの

③法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明(1部)

- ・個人の場合に提出すること。
- ・発行日から3カ月以内のもの
- ・「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明

ク 納税証明書(各1部)(未納がないことの証明: 発行日から3カ月以内のもの)

- ①本店を管轄する都道府県税事務所が発行する都道府県税(全税目)の納税証明書
- ②税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書

- ケ 財務諸表の写し（1部：最近1カ年のもの、半期決算の場合は2期分）
- ①貸借対照表
 - ②損益計算書
 - ③株主資本等変動計算書
- コ 使用印鑑届（様式7：原本1部）
- (3) 応募書類の返却
応募書類は理由の如何を問わず、返却しない。
なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しない。
- (4) 応募書類の不備
応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがある。
- (5) その他
- ア 応募は1者1提案とする（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。
 - イ 応募書類の提出に際しては、正本、コピーそれぞれ1セットずつA4ファイルに綴って提出すること。応募書類は電子媒体（CD-R等）に格納したPDFファイル（企画提案書は副本のみ）でも提出すること。
 - ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案団体名を記入すること。
＜記入例＞「2025年日本国際博覧会 入場券販売制度基礎調査業務」提案書
株式会社〇〇（法人名）
 - エ 書類提出後の差し替えは認めない（協会が補正等を求める場合を除く）。
 - オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとする。

5 説明会

実施しない。

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から2020年4月10日（金）午後5時まで

(2) 提出方法

電子メール（アドレス：kikaku-proposal@expo2025.or.jp）で受け付けます。

※「件名」の始めに「【質問】2025年日本国際博覧会 入場券販売制度基礎調査業務」と明記し、質問内容を「質問票」（様式8）に記載して添付すること。

※口頭、持参、電話、FAXによる問い合わせは不可。

ア 電子メール送信後、必ず電話で受信の確認を行うこと。

（土曜日、日曜日及び祝日を除く。午前10時から午後5時まで）

イ 質問への回答は、メール送信により行う。なお、質問回答を踏まえて、応募にあたり留意すべき事項がある場合は、2020年4月17日（金）までに協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 入場券販売制度基礎調査業務の企画提案公募について】に掲載する。

[\(https://www.expo2025.or.jp/\)](https://www.expo2025.or.jp/)

7 審査の方法

(1) 審査方法

- ア (2)の審査基準に基づき、**選定委員による審査**を行い、最優秀提案者を決定する。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、提案金額の安価な者を最優秀提案事業者とする。
- イ **審査は書類審査及びプレゼンテーション審査にて行うこととしておりましたが、「書類審査」のみで行うことに変更する。「書類審査」での質疑応答につきましては、別途応募者にご連絡することとする。なお、補足資料として、プレゼンテーションデータを提出することも可能。**
- ウ 最優秀提案者の評価点が、審査の結果、100点満点中60点未満の場合は採択しない。
なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けない。
- エ 最優秀提案者は特別の理由がないかぎり、契約交渉の相手方に決定する。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
入場券販売の基本方針の検討	○実現性・実効性・戦略性・創意工夫 ・入場券販売関連業務の内容を理解し、過去博の実績と2025年時点に想定される顧客ニーズの双方を踏まえた提案となっているか。 ・万博に求められる入場券の機能を踏まえた提案となっているか。 ・業務遂行にあたり、必要かつ十分な体制をとっているか。	20点
入場券販売方針の検討	○戦略性 入場券販売方針の検討に向けて、最新のトレンドやマーケティングの観点も踏まえて、戦略的に効果的かつリスクを軽減する検討手法が示されているか。	15点
入場券価格・購入方法の検討	○合理性・柔軟性 ・価格・券種・購入方法等の設定に際して、これらが来場者の行動に与える影響を合理的かつ客観的に把握する検討手法が示されているか。 ・ダイナミックプライシング等、先進的かつ柔軟なスタイルの検討手法が示されているか。	15点
入場券販売管理システムの検討（ICT活用・他システムとの連携）	○先進性・創意工夫 ICTの活用、会場運営システム等との連携も視野に入れた検討手法が示されているか。	15点
入場券販売制度検討プロセス及びスケジュール策定	○実現性 ・入場券販売制度検討に携わる十分な体制配置と効果的な手法の提案がなされているか。 ・実現可能なスケジュール策定がされているか。	15点
事業者実績	○実現性 同種及び類似業務の実績があるか。	10点
価格点	○妥当性 価格点の算定式 満点（10点）×提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
合計		100点

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採択に関わらず、全応募者に通知する。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を協会ホームページ【2025年日本国際博覧会 入場券販売制度基礎調査業務の企画提案公募について】において公表する。

(<https://www.expo2025.or.jp/>)

- ① 最優秀提案事業者及び契約交渉の相手方と評価点
 - ② 全提案事業者の名称
 - ③ 全提案事業者の評価点※応募者が2者であった場合の次点者の得点は公表しない。
 - ④ 最優秀提案事業者の選定理由
 - ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
 - ⑥ 最優秀提案事業者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由
- (4) 審査対象からの除外（失格事由）
- 次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとする。
- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
 - イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
 - ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
 - エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
 - オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と協会との間で協議を行い、契約を締結する。
- (2) 採択された提案については、採択後に協会と詳細を協議していただき、この際、内容・金額について変更が生じる場合がある。
- (3) 契約金額の支払いについては、精算払いとする。
- (4) 契約に際して、大阪府暴力団排除条例第11条第2項に規定する暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を提出すること。誓約書を提出しないときは、協会は契約を締結しない。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、入札参加除外要件に該当するときは、契約を締結しない。
- (6) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、公募参加資格に掲げる要件を満たさなくなったとき、また、協会が契約の相手方としてふさわしくないと判断したときは、契約を締結しないことがある。
- (7) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。（現金に代えて納付される証券を含む。）
- (8) (7)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
 - ア 契約の相手方が保険会社との間に協会を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
 - イ 契約の相手方から委託を受けた保険会社、銀行、その他予算決算及び会計令(昭和22年4月30日勅令第165号)第100条の3第2号の規定に基づき、財務大臣の指定する金融機関と工事履行保証契約を締結したとき。
 - ウ 契約の相手方が、過去2年の間に協会、国又は地方公共団体等と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上締結し、これらを誠実に履行し、かつ、契約を履行しないおそれがないと認められるとき。
 - エ 契約金額の年額又は総額が150万円以下であり、かつ契約の相手方が契約を履行しないお

それがないと認められるとき。

オ 国、地方公共団体、その他の公共的団体と契約を締結する場合において、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないと認められるとき。

9 その他

応募提案にあたっては、本公募要領、仕様書等を熟読し遵守すること。